

意見書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

記

国立大学法人徳島大学職員給与規則等の一部改正について、わずかではありますが増額ですので、その点については賛成します。

2022年8月の人事院勧告では、基本給の平均0.3%引き上げ（若手職員の基本給が改善されるよう改定）、賞与の0.1月分引き上げ（年間4.3月分 → 4.4月分、業績手当に配分）とされました。

基本給の引き上げは若手職員を対象とするものです。中高年層に対しても給与の引き上げが必要と考えます。この数十年間の日本経済の沈滞の一つの原因は給与水準が上がらないことにあります。国立大学は率先して給与水準を上げる姿勢を示していただきたいところです。

賞与については、この2年間、コロナ感染症の流行に伴う経済活動の停滞を受けて減額が行われました（2020年度4.5か月→4.45か月、2021年度4.45か月→4.30か月）。今回、0.1か月分の増額で4.4か月となりましたが、未だ2020年度水準に戻っておりません。また、これまで削減されたのは期末手当分で、今回増額されたのは業績手当分です。実際に支給される業績手当は標準の業績では基礎額の9割となっておりますので、実質的には0.09か月の増額です。この間のコロナ感染症対策への教職員の奮闘に報いるためにも、最低でも2020年度を上回る支給率とすべきと考えます。

国立大学法人徳島大学有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則についても、わずかですが増額ですので、その点については賛成します。時給単価の引き上げ（基本給平均0.3%引き上げに伴うもの）として、現行の1年目1,008円、2年目1,043円、3年目1,107円から、それぞれ1,031円、1,065円、1,125円と、おおむね20円程度の増額です。時給単価は2020年度以降据え置きだったので増額されるのは歓迎しますが、他方、徳島県の最低賃金はこの10年間で200円以上増額されています（2012年654円→22年855円）。徳島大学の時給と最低賃金との差額が減少しており、優秀な方に応募してもらうことが難しくなりつつあります。病院をはじめ各部署で人手不足、応募者不足が常態化していると聞いております。そうした状況を改善するためにも、時給の増額やパート職員への賞与支給など、さらなる待遇改善を求めます。

実施時期について、有期雇用職員のみ来年度からとなっております。職員と同じく令和4年度4月にさかのぼっての支給を希望します。

今回の給与改正では、年俸制教職員の年俸や医員等の日給は改善されないと伺っております。付言すると、年俸制教職員には住居手当や扶養手当もつけられておりません。これは同一労働同一賃金の原則から好ましくありません。複雑な給与制度は教職員を分断し、一致団結して職務に当たる体制の障害となります。「財政難」といった抽象的な理由によって思考停止し、「人事院勧告準拠」によって自ら最適な給与水準を考える努力を放棄することなく、理性と良識の府として恥じることのない判断を今後ともお願いいたします。

令和 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 教授

氏 名 山口裕之

印